

戦後における防衛関係費の推移

沓脱 和人

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 朝鮮戦争から昭和 50 年代初頭まで
3. 51 大綱と G N P 1 % 枠の決定
4. G N P 1 % 枠の廃止と総額明示方式への移行
5. 冷戦終結後の防衛関係費
6. 近年の防衛関係費の動向
7. 今後の展望

1. はじめに

平成 29 年 3 月 27 日、平成 29 年度総予算が成立し、防衛関係費として 4 兆 8,996 億円 (対 G D P 比 0.885%)¹が認められた。

平成 29 年度防衛関係費は、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成 26 年度～平成 30 年度)」(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定)に基づく防衛力整備の 4 年度目として、統合機動防衛力の構築に向け、引き続き防衛力整備を着実に実施するとの考え方にに基づき編成されている。

戦後の防衛関係費の経過を振り返ると、警察予備隊が創設された昭和 25 年度に 1,310 億円だったものが、昭和 49 年度に 1 兆円、昭和 54 年度に 2 兆円、昭和 60 年度に 3 兆円、そして平成 2 年度に 4 兆円を超え、現在に至っている(末尾掲載の参考資料「防衛関係費の推移(当初予算)」参照)。防衛関係費が増加傾向にあった主な要因は、物価上昇のほか、戦後、大部分の装備品を米国からの供与又は貸与に頼っていた状況から、昭和 33 年度に政府が「防衛力整備計画」を策定し、以後、累次の計画に基づき段階的に国産の装備品を含

¹ 防衛関係費には、平成 9 年度以降に S A C O 関係経費、平成 19 年度以降に米軍再編関係経費(地元負担軽減分)及び平成 27 年度以降に新たな政府専用機導入に伴う経費が順次含まれていくこととなるが、政府内での協議の結果、各年度の防衛関係費の総額は、上記の額を含まない額と含む額が併記される形で示されている(経緯については後述の 5.(2)及び 6.(1)参照)。本稿では、上記の額を含まない額を本文に記載し、含む額を脚注にて記載することとする。なお、上記の額を含む平成 29 年度防衛関係費は 5 兆 1,251 億円(対 G D P 比 0.926%)となる。

む防衛力を拡充させてきたことが挙げられる。

他方、防衛関係費を我が国の経済規模との比較で見た場合、対国民総生産（GNP）／国内総生産（GDP）比²は、昭和26年度2%程度だったものが、昭和42年度に1%を下回り、その後、昭和62年度、昭和63年度及び平成元年度の3か年度の例外を除き、ほぼ1%以内で推移している³。防衛関係費の対GNP／GDP比が一定水準に維持されてきた主な要因は、昭和51年11月に財政的歯止めとして「GNP1%枠」の方針が設けられ、昭和62年1月に同方針から移行した「総額明示方式」とともに、防衛関係費に対する抑制機能を果たしたものと考えられる。

本稿は、戦後における防衛関係費及び対GNP／GDP比の推移を防衛力整備計画の変遷とともに紹介することを目的とし、併せて、「GNP1%枠」の方針が防衛関係費の推移の中で果たしてきた役割について若干の考察を行うこととしたい⁴。なお、特段の断りのない限り各年度の防衛関係費は当初予算によるものであり、また、本稿における人物の肩書及び組織名はいずれも当時のものである。

2. 朝鮮戦争から昭和50年代初頭まで

（1）警察予備隊及び保安隊の創設

終戦から約5年が経過した昭和25年6月、北朝鮮が北緯38度線を越え、韓国に侵攻し、朝鮮戦争が勃発した。マッカーサー連合軍最高司令官は、朝鮮半島に移動した在日米軍の空白を埋めるため、吉田茂首相に対し「日本政府は7万5,000人からなる国家警察予備隊を新設すること」を書簡で要請した。これを受け、政府は、隊員の緊急募集、営舎及び訓練場等の取得・新設、装備の充足等に取りかかり、同年8月、警察予備隊を創設した。

昭和25年度の防衛関連の経費は、警察予備隊創設にかかる経費としてポツダム政令によって200億円が大蔵省所管の国債費から首相府所管⁵に移用され⁶、1,310億円となった。また、昭和26年度は、警察予備隊に係る経費160億円⁷を含む1,199億円（対GNP比2.187%）が計上された。

昭和27年4月、サンフランシスコ平和条約及び日米安全保障条約（旧条約）が発効すると、同年8月、政府は、警察予備隊と海上保安庁の中にあった海上警備隊を統合して保安庁を新設し、同年10月に保安隊が発足した。保安隊は11万人に組織を拡大することが計

² 内閣府は、GNPとGDPの違いについて、「以前は日本の景気を測る指標として、主としてGNPが用いられていたが、現在は国内の景気をより正確に反映する指標としてGDPが重視されている」と説明しており、本稿では平成5年以前はGNP、平成6年度以降はGDPを用いている。

³ 平成22年度防衛関係費について、SACO関係経費及び米軍再編関係経費を含む額の対GDP比が1.008%となり、1%を超えた。

⁴ GNP1%枠について論じたものとして、室山義正「日本の防衛政策と防衛費－「GNP1%」の合理性と戦略的意義－」『拓殖大学論集』No.190（平3.3）、真田尚剛「戦後防衛政策と防衛費－定量的歯止めを中心に－」『21世紀社会デザイン研究』No.9（平22）等がある。

⁵ 昭和25年度の首相府所管の歳出予算には、警察予備隊創設にかかる経費のほか、連合軍の使用する建造物設備の営繕、物資及び役務の調達、兵器類の処理等の予算が計上された（第7回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第1号1頁（昭25.2.17））。

⁶ 第9回国会衆議院予算委員会会議録第6号22頁（昭25.12.1）

⁷ 前年度から減少した理由について政府は、装備、機材、宿舎の整備といった初度的な経費が削減されたためと説明している（第10回国会参議院予算委員会会議録第12号4頁（昭26.2.20））。

画されており、昭和 27 年度は、保安庁・保安隊関連経費 540 億円を含む 1,771 億円（対 GNP 比 2.779%）が計上された⁸。

（２）自衛隊の創設と防衛力整備計画（第 1 次～第 4 次）の策定

ア 自衛隊の創設

昭和 28 年 5 月、米国は、サンフランシスコ平和条約の締結により、独立国として国際社会に復帰した日本に対し、相互安全保障法（MSA）に基づく経済援助、武器援助の意向を示した。日本は MSA の受入れを決定したが、協定の締結には自ら防衛努力を行うことが条件であったため、政府は、日米相互防衛援助協定を含む MSA 関係四協定の調印後、我が国を防衛することを任務とする組織を創設するため、防衛庁設置法及び自衛隊法の防衛二法を国会に提出した。昭和 29 年 6 月、防衛二法は成立し、翌 7 月、防衛庁・自衛隊が創設された。

我が国は、自衛隊の創設当初、大部分の装備品を米国からの供与又は貸与に頼っており、防衛力の構築が急務であった。そのため、昭和 30 年度防衛関係費は、陸上自衛隊 2 万人の増員を含む自衛隊強化のための経費が増額されたが、一方で米国に対する防衛分担金⁹は減額されたため、前年度を下回る 1,349 億円（対 GNP 比 1.785%）となった¹⁰。

イ 第 1 次防衛力整備計画（昭和 33 年度～昭和 35 年度）及び昭和 36 年度防衛関係費

昭和 32 年 6 月、当時急速に撤退しつつあった米地上軍の縮小に伴い、我が国の国力・国情に応じた必要最小限度の自衛力を整備するため、政府は、「防衛力整備目標について」を決定し、昭和 33 年度から昭和 35 年度（一部、昭和 37 年度）までの 3 か年の計画である「第 1 次防衛力整備計画」（1 次防）を策定した。

同計画では、陸上自衛隊が昭和 35 年度末に最小限 6 管区隊、4 混成団、自衛官 18 万人、海上自衛隊が昭和 37 年度末に艦艇約 12 万 4,000 トン、航空機約 200 機、航空自衛隊が昭和 37 年度末に飛行部隊 33 隊、航空機約 1,300 機を整備することを目標とした。

1 次防における防衛関係費は、初年度の昭和 33 年度が 1,485 億円（対 GNP 比 1.449%）、最終年度の昭和 35 年度が 1,569 億円（対 GNP 比 1.231%）となった。また、1 次防終了後の昭和 36 年度防衛関係費は、単年度の計画に沿って編成されることとなり、国力に応じた自衛態勢を整備するための最小限度必要な経費として 1,803 億円（対 GNP 比 1.154%）が計上された。

ウ 第 2 次防衛力整備計画（昭和 37 年度～昭和 41 年度）

昭和 36 年 7 月、昭和 37 年度から昭和 41 年度までの 5 か年の計画として、政府は、「第 2 次防衛力整備計画」（2 次防）を策定した。2 次防では、初めて防衛力整備の目標とする事態を通常兵器による局地戦以下の侵略に対処することと定め、これに対して有効に対処し得る防衛力を保有することが明確にされた。

⁸ 第 13 回国会参議院本会議録第 25 号（その 2）401 頁（昭 27.3.27）

⁹ 旧条約下での日米行政協定に基づき、日本政府から米国に対し、在日米軍の駐留に伴う物資や役務の調達などの経費を支払ったもの。

¹⁰ 昭和 29 年度防衛関係費は 1,396 億円（対 GNP 比 1.784%）。

同計画では、陸上自衛隊が自衛官 18 万人、予備自衛官 3 万人、海上自衛隊が艦艇約 14 万トン、航空自衛隊が航空機約 1,000 機、そのほか地対空誘導弾部隊 4 隊を昭和 41 年度末までに整備することを目標とし、装備の近代化や対空誘導弾の導入を図ることとした。同計画の実施に当たり、防衛関係費を年平均 195 億円～215 億円程度増加させる方針が示され、2 次防における防衛関係費は、初年度の昭和 37 年度が 2,085 億円（対 G N P 比 1.180%）、最終年度の昭和 41 年度が 3,407 億円（対 G N P 比 1.104%）となった。

なお、2 次防の策定時、国会審議において、「防衛費が 2,000 億を超え、さらに 5 か年計画実施後においては 3,000 億を超える。……陸海空軍を戦力として持たないという憲法の規定の中において、このような膨張が許されるものかどうか、少なくとも戦力の限界を予算の範囲内で明らかにしておく時期に今日到達しているのではないか」との指摘がなされた。これに対し池田勇人首相は、「自衛力については、国民経済その他万般の点を考慮して最小限度にとどめたいと考えている。従って、予算に占める割合あるいは国民所得に占める割合等々、各般の事情を考えて予算を組み、今後においても 5 か年計画を立てた」と答弁した¹¹。

エ 第 3 次防衛力整備計画（昭和 42 年度～昭和 46 年度）

昭和 41 年 11 月、昭和 42 年度から昭和 46 年度までの 5 か年計画として「第 3 次防衛力整備計画」（3 次防）が策定され、通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対処し得る効率的な防衛力の整備が目標に掲げられた。

同計画では、陸上自衛隊が自衛官 18 万人、ヘリコプター・装甲車・地対空誘導弾部隊の増強、戦車・対戦車火器等の更新及び増強、海上自衛隊が護衛艦、潜水艦等各種艦艇の増強及び近代化、新固定翼対潜機、飛行艇等の整備、航空自衛隊が地対空誘導弾部隊の増強、新戦闘機の整備着手、警戒管制能力の向上及び近代化、その他技術研究として高等練習機、レーダー搭載警戒機、輸送機等の航空機、短距離地対空誘導弾等の研究開発を目標とした。また、具体的な防衛力の整備項目については、陸上防衛力として大・中型のヘリコプター 83 機及び装甲輸送車約 160 両の取得、輸送機 10 機の整備、戦車約 280 両の更新、海上防衛力として艦対空誘導弾搭載艦、ヘリコプター搭載艦等の護衛艦 14 隻及び潜水艦 5 隻を含む艦艇 56 隻約 4 万 8,000 トンの建造、固定翼の対潜機 60 機、対潜ヘリコプター 33 機等の航空機の整備、防空力として地対空誘導弾ホーク装備部隊及び地対空誘導弾ナイキ・ハーキュリーズ装備部隊の編成、その他教育訓練体制、救難体制等として各種訓練・救難用等の航空機 55 機及び訓練支援艦等の艦艇 4 隻約 5,000 トン等の目標が示された。

昭和 42 年 3 月、政府は「第 3 次防衛力整備計画の所要経費について」を策定し、同計画の実施に必要な 5 か年間の防衛関係経費の総額について「2 兆 3,400 億円をめどとし、上下に 250 億円程度の中を見込む」との方針を示した。3 次防における防衛関係費は、初年度の昭和 42 年度が 3,809 億円（対 G N P 比 0.930%）と、初めて対 G N P 比 1% を下回り、最終年度の昭和 46 年度は 6,709 億円（対 G N P 比 0.796%）となった。

¹¹ 第 40 回国会衆議院予算委員会議録第 5 号 5 頁及び 6 頁（昭 37.2.1）

オ 第4次防衛力整備計画（昭和47年度～昭和51年度）

昭和47年2月、昭和47年度から昭和51年度までの5か年計画として「第4次防衛力整備計画」（4次防）が策定され、引き続き、通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対処し得る効率的な防衛力が目標に掲げられた¹²。

同計画では、陸上自衛隊が自衛官18万人、戦車・装甲車・自走火砲・ヘリコプター等の整備、地对空誘導弾部隊の増強、海上自衛隊が護衛艦・潜水艦等各種艦艇の増強及び近代化、対潜航空機等の整備、航空自衛隊が地对空誘導弾部隊の増強、要撃戦闘機部隊の整備、警戒管制能力の向上及び近代化、その他技術研究開発として各種誘導弾・電子機器・対潜哨戒・早期警戒機能向上のための各種装備等の研究開発を目標とした。また、主要項目について、陸上自衛隊が戦車280両（うち新型戦車160両）、装甲車170両（うち新型装甲車136両）、自走火砲90門、ヘリコプター154機等作戦用航空機159機の整備、地对空誘導弾ホーク装備部隊の増強、海上自衛隊がヘリコプター搭載護衛艦2隻・艦対空誘導弾搭載護衛艦1隻・艦対艦誘導弾搭載護衛艦1隻を含む護衛艦13隻、潜水艦5隻及び補給艦1隻等各種艦艇54隻約6万9,600トンの建造、対潜航空機87機等作戦用航空機92機の整備、航空自衛隊が地对空誘導弾ナイキJ装備部隊の増強、要撃戦闘機（F-4EJ）46機の整備、警戒管制能力の向上及び近代化、偵察機（RF-4E）14機、高等練習機（T-2）59機、支援戦闘機（FS-T2改）68機、輸送機（C-1）24機の整備、その他技術研究開発として空対艦誘導弾を含む各種誘導弾、対潜哨戒及び早期警戒機能向上のための電子機器等の研究開発等の整備目標が示された。

同計画の実施に必要な5年間の防衛関係経費の総額は、おおむね4兆6,300億円程度と見込まれ、各年度の予算はその時々を経済財政事情を勘案し、他の一般諸施策との均衡を考慮しつつ決定するとされた。4次防における防衛関係費は、初年度の昭和47年度が8,002億円（対GNP比0.884%）、その後、昭和49年度に1兆930億円（対GNP比0.831%）と初めて1兆円を超え、最終年度の昭和51年度は1兆5,124億円（対GNP比0.900%）となった。なお、最終年度を迎えるに当たり、防衛庁は第4次防衛力整備計画の達成断念を明らかにした。我が国の防衛力整備は1次防から3次防まで設定した目標のとおり進捗していたが、4次防においては、第1次石油危機に伴うインフレ等を背景に陸上及び海上自衛隊の主要装備の一部に積み残しが生じることとなった¹³。

3. 51大綱とGNP1%枠の決定

（1）所要防衛力論から基盤的防衛力構想への転換

1次防から4次防までの防衛力整備計画の期間中、防衛関係費は一貫して増加したため、

¹² 昭和47年10月、政府は「第4次防衛力整備5か年計画の策定に際しての情勢判断および防衛の構想」を決定し、「わが国の防衛は、米国との安全保障体制を堅持しつつ、わが国みずからも有効な防衛力を保持して侵略を未然に防止することを基本とし、また、核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとする。万一、侵略が発生した場合には、間接侵略および小規模の直接侵略に対してはわが国が独力で、それ以上の規模の武力侵略に対しては米国の協力を得て、これを排除することとする」との防衛構想を示した。

¹³ 4次防のうち、陸上自衛隊は戦車10両、装甲車33両、自走火砲43門及び作戦用航空機8機、海上自衛隊は護衛艦4隻を含む艦艇13隻及び作戦用航空機11機が未達成となった（『読売新聞』（昭50.8.28））。

防衛関係費が無制限に拡大されるのではないかといった懸念の声が高まった。こうした状況を踏まえ、田中角榮首相は、国民の防衛力整備に対する理解を深めるため、平和時の防衛力の限界について防衛庁に研究を命じた。昭和48年2月、同庁は「平和時の防衛力」と題する報告を行い、平和時の防衛力の経費はGNP1%の範囲内で適切に規制されるべき旨言及した。また、昭和50年9月、坂田道太防衛庁長官の諮問機関「防衛を考える会」は報告書を提出し、ポスト4次防の方向性として、防衛費をGNP1%以内にとどめるとともに、平和時における防衛力の上限を見極め、量から質への転換を図り、1次防から4次防までの防衛力整備の考え方を再検討するよう提言した。

これらの報告を踏まえ、政府は、昭和51年版防衛白書において「ポスト4次防—基盤的防衛力の構想」を発表した。そこでは、同構想採用の背景として、装備・施設の更新近代化等のための所要経費の増大や人件費の上昇等により現有の防衛力を維持するだけでも相当の経費を必要とする時期に来ていること、日本経済は高度成長経済からの軌道修正が求められており、防衛費に今後大きな伸びを期待することが困難とみられること等の認識が示された上で、「平和時の防衛力」や「防衛を考える会」等過去の各種研究を参考に整備目標をより具体化・明確化するため「基盤的防衛力」の構想を採用するとした。

なお、同白書は、基盤的防衛力について、いわば平和時の防衛力ともいえるべきものであり、特定の差し迫った侵略の脅威に対抗するよりも全体として均衡のとれた隙のないものであることが必要であると、規模の増大よりも質（戦車、航空機、艦艇といった主要装備の性能だけを指すのではなく、防衛態勢全般として戦闘部隊と後方支援部門とのバランスを整えたもの）の向上に主眼をおくものと説明した¹⁴。

（2）防衛大綱の策定（51大綱：昭和52年度～平成7年度）

昭和51年10月、三木内閣は、昭和52年度以降の防衛力整備の計画を「5次防」とはせず、基盤的防衛力構想に基づく新たな計画として「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」（51大綱）を決定した。防衛大綱の策定に当たり、政府は、自衛隊の現状は、従来の整備目標たる「通常戦力による局地戦以下の侵略事態に際し、最も有効に対処し得る効率的な防衛力」にはほど遠く、いつまで経っても所要の防衛体制に達しない状況が続いてきたとの認識を示した上で、防衛大綱は、このような実情の反省に立って政府の責任において自衛隊が果たすべき防衛上の具体的任務範囲を明確にするとともに、見通し得る将来に達成可能で現実的な防衛体制を一定の意味をもった完結性のある形で整えようとするものである

¹⁴ 基盤的防衛力構想について、同構想策定の中心的役割を担った久保卓也防衛事務次官は、「従来は周辺諸国の軍事能力を基準にして、それに何らかの範囲で対抗できるような兵力をつくるという所要防衛力論、脅威対抗論の考え方であり、国際環境と直接関係なく、単純に軍事的能力だけを基準にして考えていたが、それでは準備しなければならない防衛力は非常に大きくなる。そのような発想が妥当であるかどうか、また政策として成り立つかどうかという反省があった」との認識を示した（『日本経済新聞』（昭51.6.7））。また、「現在の自衛隊の規模を数倍に増やすと、アジアの安定にとって不安定な要因になる。一方、日米安保体制を空洞化し、我が国の防衛力をひ弱なものにするとアジアに『力の空白』をつくることになる。……集団安保体制等の抑止が壊れないような防衛力が必要であり、有事よりも平和を維持するような防衛力でなければならない。……（ただし、）抑止が働いても、小規模な侵略までは否定できないので、これに対する能力を持たねばならない。この要件を満たすものが基盤的防衛力である」と説明した（『朝日新聞』（昭51.6.4））。

と説明した¹⁵。また、1次防から4次防は3年間あるいは5年間の期間を区切り、その時点で考えられる脅威に対して自衛力がどの程度必要であるかを算定し、それにどのような形で毎年近づくかを計画の内容としていたが¹⁶、防衛大綱の整備計画は、「毎年予算の決定に先立ち国防会議で審議し、予算上に乗せるため、防衛大綱の中に主要装備品が何両・何隻という形で入るものではない」と説明された¹⁷。ただし、防衛大綱には「別表」が付され、その中で陸海空各自衛隊の編成等の具体的規模が示されることとなった。

51大綱「別表」

自衛官定数		18万人	
陸上自衛隊	基幹部隊	平時地域配備する部隊	12個師団 2個混成団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団
		低空域防空用地対空誘導弾部隊	8個高射特科群
	海上自衛隊	基幹部隊	対潜水上艦艇部隊（機動運用）
対潜水上艦艇部隊（地方隊）			10個隊
潜水艦部隊	6個隊		
掃海部隊	2個掃海隊群		
陸上対潜機部隊	16個隊		
	主要装備	対潜水上艦艇	約60隻
		潜水艦	16隻
		作戦用航空機	約220機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群
		要撃戦闘機部隊	10個飛行隊
		支援戦闘機部隊	3個飛行隊
		航空偵察部隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊
		警戒飛行部隊	1個飛行隊
	高空域防空用地対空誘導弾部隊	6個高射群	
	主要装備	作戦用航空機	約430機

（3）GNP 1%枠の決定

51大綱策定後の昭和51年11月、政府は「当面の防衛力整備について」を決定し、「防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年度の防衛関係経費の総額が当該年度の国民総生産の100分の1に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行う」とする「GNP 1%枠」を決定した。これについて坂田防衛庁長官は、「日米安保条約がなくなった場合、根本的に防衛の構想を変えなければ日本の独立と安全は保ち得ない。その場合、恐らくGNPの1%を超えざるを得ないだろう。しかし、日米安保条約がある限り、大体1%程度でい

¹⁵ 「昭和52年版防衛白書」（防衛庁）

¹⁶ 3～5年の短中期固定計画の場合、計画目標が最低保障ではなく、努力目標として見なされる傾向にあったため、石油危機のような異常事態の発生で整備計画に狂いが出ても財政的な補てん措置が採られず、軌道修正ができなかったことの反省に立つものと報じられた（『読売新聞』（昭51.6.29））。

¹⁷ 第78回国会参議院内閣委員会会議録第3号5頁（昭51.10.28）

けば他国から侵略を受けることはあるまい」と説明した¹⁸。

51 大綱における防衛関係費は、初年度の昭和 52 年度が 1 兆 6,906 億円（対G N P 比 0.877%）、その後、昭和 54 年度に 2 兆 945 億円（対G N P 比 0.903%）と 2 兆円を超え、昭和 60 年度に 3 兆 1,371 億円（対G N P 比 0.997%）と 3 兆円を超えた。この間、防衛関係費は一貫して増加したが、我が国の経済成長に伴いG N P が増加したこともあり、防衛関係費の対G N P 比は 1 %を下回った。

（４）中期業務見積りの策定

51 大綱の策定後、具体的な防衛力の整備内容は単年度方式で決定されることとなったが、主力事業についてはやはり中長期的な観点が必要とされたため、昭和 52 年 4 月、防衛庁は「防衛諸計画の作成等に関する訓令」を制定し¹⁹、昭和 54 年 7 月に防衛庁限りの計画として「（昭和 55 年度から昭和 59 年度までを対象とする）中期業務見積り」（53 中業）を作成した。53 中業は、①防衛計画の大綱に示されている基幹部隊の早期整備、②科学技術の進歩に対応する装備の質的向上を中心にした各種防衛機能の整備充実、③有効な防衛力の発揮に資するための後方支援、教育訓練態勢等の整備充実を重視事項とし、期間はおおむね 5 年間としたが、固定的なものではなく、必要に応じ見直しを行った上で 3 年ごとに新たな見積もりを作成するなど状況の変化に柔軟に対応するものとされた。

また、昭和 57 年 7 月、53 中業に続く計画として「（昭和 58 年度から昭和 62 年度までを対象とする）中期業務見積り」（56 中業）が作成された。

中期業務見積り期間中の必要経費は、53 中業における昭和 55 年度から昭和 59 年度までの正面装備の取得経費が 2 兆 7,000 億円～8,000 億円、56 中業における昭和 58 年度から昭和 62 年度までの正面装備の取得経費が 4 兆 4,000 億円ないし 4 兆 6,000 億円と見積もられた。

4. G N P 1 % 枠の廃止と総額明示方式への移行

高度経済成長を続けてきた日本経済は、昭和 48 年及び昭和 53 年に起こった 2 度の石油危機により、激しい物価上昇と経済成長率の大幅な鈍化に見舞われた。

昭和 59 年 12 月、中曽根康弘首相の私的諮問機関「平和問題研究会」（座長：高坂正堯京都大学教授）は報告書をまとめ、防衛関係費のG N P 1 % 枠については、昭和 51 年の策定当時にはある程度の根拠があり、歯止めとしての役割を果たしていたが、経済成長の伸びが策定当時の推定を下回り、適用し難いものとなった旨の提言を行った。中曽根首相も、G N P 1 % 枠は、当時のG N P の伸びが年率 13% 程度あり、経済計画も年率 10% 程度の成長を見込んでいたことが前提にあったとの認識を示した²⁰。

こうした中、昭和 60 年度防衛関係費が対G N P 比 0.997% に達し、G N P 1 % まであと

¹⁸ 第 76 回国会衆議院決算委員会議録第 2 号 19 頁（昭 50.11.13）

¹⁹ 当時、防衛諸計画は、統合幕僚会議議長が作成する①統合長期防衛見積り及び②統合中期防衛見積り、各幕僚長等が作成する③中期業務見積り、④年度業務計画及び⑤年度の防衛、警備等に関する計画の 5 つに大別された。

²⁰ 第 102 回国会衆議院予算委員会議録第 9 号 33 頁（昭 60.2.14）

89 億円に迫る状況となった。政府は、GNP 1%枠は尊重していく旨の見解を示したが、防衛庁においては、次期中期業務見積りではGNP 1%以内に収めるのは困難との認識が高まった。昭和 60 年 9 月、政府は、防衛庁限りの「中業」を政府決定レベルに格上げし、昭和 61 年度から昭和 65 年度までを対象とした「中期防衛力整備計画」（61 中期防）を決定し、5 年間の計画実施に必要な防衛関係費の総額の限度として 18 兆 4,000 円程度をめどとする旨明記した。なお、同計画においてGNP 1%を突破する可能性があるのか質された加藤紘一防衛庁長官は、「今後のことは各年度でやってみなければ分からない流動的などころがある」と答弁した²¹。

昭和 61 年度防衛関係費は、3 兆 3,435 億円（対GNP 比 0.993%）が計上され、GNP 1%以内に収まったが、続く昭和 62 年度防衛関係費については、3 兆 5,174 億円（対GNP 比 1.004%）と 1%を超える額が計上されることとなった²²。昭和 61 年 12 月、政府は、「昭和 62 年度予算における『当面の防衛力整備について』（昭和 51 年 11 月 5 日閣議決定）の取扱いについて」を決定し、昭和 62 年度防衛関係費については、GNP 1%枠を決定した「当面の防衛力整備について」を適用しないこととするともに、「新たな歯止めの基準は必要とするが、これについては、今後慎重に検討する」とした。これにより、GNP 1%枠の方針は廃止された。

昭和 62 年 1 月、政府は「今後の防衛力整備について」を決定し、GNP 1%枠に代わる新たな財政的歯止めとして、各年度の防衛関係費を中期防に定める所要経費の枠内で決定する「総額明示方式」を採用することとした。なお、同文書においては、「当面の防衛力整備について」の節度ある防衛力整備を行う精神は、引き続きこれを尊重することが付記された。中曽根首相は「防衛費が無制限に膨張することは阻止しなければならない。そういう意味で三木内閣の決定をできるだけ守ってきたところであるが、昭和 62 年度の予算編成において防衛庁並びに自衛隊員の待遇改善あるいは練度の向上、通信機能の充実あるいは労務費の問題から 1%をわずか超えざるを得なかった」との認識を示した上で、「専守防衛あるいは軍事大国にはならない、非核三原則を守る、文民統制を全うする、そして節度ある防衛力を我々は心がけるとはつきり申し上げると同時に、中期防衛力整備計画の約 18 兆 4,000 億円を歯止めとして厳然と据えたことは非常に重い」と説明した²³。

51 大綱期間中における総額明示方式移行後の防衛関係費は、昭和 62 年度にGNP 1%を超えた後、昭和 63 年度に 3 兆 7,003 億円（対GNP 比 1.013%）、平成元年度に 3 兆 9,198 億円（対GNP 比 1.006%）と 3 年連続でGNP 1%を上回った。

5. 冷戦終結後の防衛関係費

（1）冷戦の終結とポスト 51 大綱

²¹ 第 102 回国会閉会後参議院決算委員会会議録第 2 号 7 頁及び 8 頁（昭 60. 9. 19）

²² 宮澤喜一大蔵大臣は、GNP が 1%を超えた理由について、あらかじめ 1%を超える意図はなかったが、防衛庁と大蔵省との予算折衝の中で、隊舎、後方支援経費、住宅防音対策等の基地対策の金額に開きがあり、防衛庁側の要求を認めると 1%を突破することとなるため、安全保障会議及び閣議の議を求めたところ、「突破はやむを得ない」との決定があったと説明した（第 108 回国会衆議院本会議録第 4 号 50 頁（昭 62. 2. 2））。

²³ 第 108 回国会衆議院本会議録第 4 号 46 頁及び 47 頁（昭 62. 2. 2）

平成元年12月、ブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連共産党書記長はマルタ会談において冷戦の終結を宣言した。こうした国際情勢の変化に伴い、平成2年版防衛白書では極東ソ連軍の動向を「わが国に対する潜在的脅威」とする過去十年來使用されてきた表現が削除され、51大綱を見直すべきとの議論が起こった。これに対し防衛庁は、51大綱は我が国に対する軍事的脅威に直接対抗することを目指すよりも、自らが力の空白となってこの地域の不安定要因にならないようにすべきとの考えに立っていると説明し、51大綱堅持の方針を示した²⁴。

平成2年12月、政府は、51大綱の見直しを見送り、「平成3年度以降の防衛計画の基本的考え方について」を決定し、その下で「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）」

（03中期防）²⁵を策定することとした。防衛大綱の見直しを行わずに防衛計画の基本を決めた理由について海部俊樹首相は、「情勢が変化しつつあることは閣議決定でも率直に認めているが、平和時における基本的な防衛力を整備しておいて我が国の平和と安全を確保するという責任も政府にはある。自らを守るためにはどのようなものが必要で、どのようなことが国際情勢や国内諸情勢などを踏まえて必要な、そして節度ある防衛力の整備かということを考えて、平成3年度以降の基本的な考え方を策定した」²⁶と説明した²⁷。

また、平成2年度防衛関係費は4兆1,593億円と初めて4兆円を超えたが、対GNP比は0.997%と1%を下回ったため、GNP1%枠を復活すべきとの意見が生じた。これに対し石川要三防衛庁長官は、GNP1%枠を復活させる考えはないとしつつも「GNP1%枠は尊重すべきガイドライン」と述べ、1%枠の目安を引き続き尊重する考えを示した²⁸。

03中期防実施に必要な5年間の防衛関係費の総額は22兆7,500億円²⁹とされ、初年度の平成3年度防衛関係費は4兆3,860億円（対GNP比0.954%）、最終年度の平成7年度は4兆7,236億円（対GDP比0.959%）となり、GNP/GDP比1%を下回った。

（2）07大綱（平成8年度～平成16年度）

平成5年7月に実施された第40回衆議院総選挙の結果、同年8月、非自民の8党・会派からなる細川内閣が発足した。平成6年2月、細川護熙首相は、今後の我が国の防衛力の在り方について前広に検討に着手することとし、新たな防衛計画の大綱の骨子について有識者から意見を聴取するため、「防衛問題懇談会」（座長：樋口廣太郎アサヒビール会長）を設置した。同年6月、自民・社会・新党さきがけの連立による村山政権が発足し、同懇談会は同年8月、村山富市首相に対し、「日本の安全保障と防衛力のあり方—21世紀へ向

²⁴ 『読売新聞』（平2.9.19）

²⁵ 「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）」は、国内外の諸情勢の変化により、平成4年12月に一部修正された。

²⁶ 第120回国会参議院本会議録第8号11頁（平3.1.30）

²⁷ 51大綱見直しの議論の背景については、橋本龍太郎大蔵大臣らが次期中期防の策定に合わせて国際情勢を中心に防衛大綱の見直しを行うよう求めたが、防衛庁が「部分的な修正は防衛大綱全体の整合性を損なうことになり、国会で説明できない」等を理由に反対し、結局、防衛大綱は堅持するものの、次の中期防決定に先立って政府として新たな国際情勢を示すことで調整を図ったと報じられた（『読売新聞』（平2.12.20））。

²⁸ 『毎日新聞』（平2.3.2）

²⁹ 平成4年12月の03中期防の一部修正により、5年間の計画実施に必要な防衛関係費の総額は、22兆1,700億円に削減された。

けての展望」と題する報告書を提出した。同報告書では、従来の受動的な安全保障上の役割から脱すべきであるとの観点から「能動的・建設的な安全保障政策」を追求すべきことを提唱するとともに、特に国際情勢などの変化に対応した新しい防衛力についての基本的な考え方として、基盤的防衛力の概念を生かしつつ、新たな戦略環境に適応させるのに必要な修正を加えることが適切であると提言された。こうした提言等を踏まえ、政府は、51大綱策定から約20年ぶりに防衛大綱を見直すこととし、平成7年11月、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（07大綱）を決定した。

07大綱では、51大綱の基盤的防衛力の考え方を踏襲しつつ、保有すべき防衛力の内容として①コンパクトな規模、②機能の充実と質的向上により多様な事態に対して有効に対応し得るもの及び③事態の推移にも円滑に対応し得る弾力性を確保することが掲げられた。また、我が国の防衛以外の自衛隊の任務として、国際平和維持活動（PKO）への参加等が加わるとともに、大規模災害やテロへの対応が明記された。また、平成7年12月、政府は「中期防衛力整備計画（平成8年度～平成12年度）」（08中期防）³⁰についても決定した。

07大綱「別表」

陸上自衛隊	編成定数		16万人
	常備自衛官定数		14万5千人
	即応予備自衛官員数		1万5千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団
地对空誘導弾部隊		8個高射特科群	
主要装備	戦車 主要特科装備	約900両 約900門／両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊（機動運用）	4個護衛隊群
		護衛艦部隊（地方隊）	7個隊
潜水艦部隊		6個隊	
掃海部隊		1個掃海隊群	
陸上哨戒機部隊		13個隊	
主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約50隻 16隻 約170機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊
		要撃戦闘機部隊	9個飛行隊
支援戦闘機部隊		3個飛行隊	
航空偵察部隊		1個飛行隊	
航空輸送部隊		3個飛行隊	
地对空誘導弾部隊		6個高射群	
主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約400機 約300機	

³⁰ 「中期防衛力整備計画（平成8年度～平成12年度）」は、経済・財政事情が一層厳しさを増したことから、平成9年12月に見直され、5年間の計画実施に必要な防衛関係費の総額についても、25兆1,500億円程度から24兆2,300億円程度に削減された。

平成8年1月、村山首相の辞任により橋本内閣（自社さ連立）が発足した。橋本龍太郎首相は、平成7年9月に起きた沖縄少女暴行事件や沖縄県知事の駐留軍用地特措法³¹に基づく代理署名の拒否などを契機に、日米両政府間で沖縄の負担軽減のため在日米軍施設・区域に関わる諸問題を協議する「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置した。SACO最終報告では、「土地の返還」や「訓練及び運用の方法の調整」等の負担軽減策が実施されることとなったが、SACO関係経費については、「防衛関係費であることは間違いないが、従来の防衛力整備とは別の立場に立った沖縄の対策である」、「通常の防衛関係費の枠内で簡単に計上するべき筋のものではない」等の議論があり³²、政府内で協議の結果、平成9年度防衛関係費からSACO関係経費を含まない額と含む額が併記されることとなった³³。

07大綱における08中期防実施に必要な5年間の防衛関係費の総額は25兆1,500億円³⁴とされ、初年度の平成8年度防衛関係費は4兆8,455億円（対GDP比0.977%）となり、最終年度の平成12年度は4兆9,218億円（対GDP比0.987%）³⁵となった。

平成12年12月、中期防が5年間の期限を迎えることを受けて、政府は、新たに「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（13中期防）を決定した。13中期防の実施に必要な5年間の防衛関係費の総額は25兆100億円³⁶とされ、初年度の平成13年度防衛関係費は4兆9,388億円（対GDP比0.952%）となり、平成16年度は4兆8,764億円（対GDP比0.974%）となった³⁷。

6. 近年の防衛関係費の動向

（1）16大綱（平成17年度～平成22年度）

平成15年12月、政府は、弾道ミサイル等の新たな脅威に対する防御手段として、弾道ミサイル防衛（BMD）システムを導入することとし、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定した。同文書では、BMDシステム整備に当たり自衛隊の組織・装備等の抜本的見直し・効率化を行うとともに、厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制することが明記され、新たな防衛大綱及び中期防を策定する意向が示された。

小泉純一郎首相は、私的諮問機関である「安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長：荒木浩東京電力顧問）の報告等を踏まえて検討を重ね、平成16年12月、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（16大綱）及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平

³¹ 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」

³² 第139回国会参議院内閣委員会会議録第3号3頁及び4頁（平8.12.17）

³³ 防衛関係費にSACO関係経費を含まない額と含む額が併記されるようになった背景については、防衛関係費の「実質削減」を避けたい防衛庁が別枠扱いを主張する一方、大蔵省は特定の費用を防衛関係費の枠外で処理すれば、防衛関係費の伸びに歯止めがかからなくなるとして枠内での処理を譲らなかった旨報じられた（『朝日新聞』（平8.4.19））。

³⁴ 安全保障会議の承認を前提とする調整枠1,100億円を含めた額は25兆2,600億円。

³⁵ SACO関係経費を含めると、平成12年度は4兆9,358億円（対GDP比0.989%）。

³⁶ 安全保障会議の承認を前提とする調整枠1,500億円を含めた額は25兆1,600億円。

³⁷ SACO関係経費を含めると、平成13年度は4兆9,553億円（対GDP比0.956%）、平成16年度は4兆9,030億円（対GDP比0.979%）。

成 21 年度)」(17 中期防)³⁸を決定した。07 大綱が冷戦後の安全保障環境の変化を受けてのものであったのに対し、16 大綱は、高価なBMDシステムの導入等を踏まえ、自衛隊のスリム化を迫るものであった。そのため、BMDについてイージス・システム搭載護衛艦 4 隻とする等の整備目標が掲げられる一方、07 大綱の水準と比べて、戦車が約 900 両から約 600 両、火砲が約 900 門／両から約 600 門／両、護衛艦が約 50 隻から 47 隻、戦闘機が約 300 機から約 260 機へと縮減が図られた。

16 大綱における 17 中期防実施に必要な 5 年間の防衛関係費の総額は 24 兆 2,400 億円³⁹とマイナスになり、初年度の平成 17 年度防衛関係費は 4 兆 8,301 億円（対GDP比 0.944%）、最終年度の平成 21 年度は 4 兆 7,028 億円（対GDP比 0.922%）となった⁴⁰。

なお、平成 18 年 5 月、日米同盟を時代の変化に合わせた実効的なものとするため、在沖繩米海兵隊のグアム移転や嘉手納飛行場以南の土地の返還等を内容とする「再編の実施のための日米ロードマップ」が日米両政府において取りまとめられた。防衛庁は平成 19 年度防衛関係費について、米軍再編関係経費を別枠とするよう主張したのに対し、財務省は防衛関係費の枠内から支出するよう求め、政府内協議が行われた。その結果、米軍再編関連経費のうち、普天間飛行場移設など地元の負担軽減に関する部分については、SACO関係経費と同様の扱い（同経費を含まない額と含む額を併記）となった⁴¹。

（2）22 大綱（平成 23 年度～平成 25 年度）

平成 21 年 8 月の第 45 回衆議院総選挙の結果、同年 9 月、民主・社民・国民新の 3 党連立の鳩山内閣が発足した。鳩山内閣は、平成 21 年度末に中期防の期限が迫っていたところ、次期中期防については新政権として新たな防衛大綱の見直しについて検討した後、その結論を踏まえて策定するとした。そのため、平成 22 年度防衛関係費については、「平成 22 年度の防衛力整備等について」を決定し、これを準拠方針として予算編成がなされることとなった。平成 22 年度防衛関係費は 4 兆 6,826 億円（対GDP比 0.985%）が計上されたが、これにSACO関係経費及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）を含めた額は 4 兆 7,903 億円（対GDP比 1.008%）となり、対GDP比が 1%を超えることとなった。

平成 22 年 2 月、鳩山由紀夫首相は、「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長：佐藤茂雄京阪電鉄代表取締役CEO取締役会議長）を設置し、同懇談会は「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想－「平和創造国家」を目指して－」と題する報告書をまとめ、基盤的防衛力構想からの脱却等を提言した。同提言を踏まえ、政府において検討が行われた結果、同年 12 月、「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱」（22 大綱）及び「中期防衛力整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」（23 中期防）が決定

³⁸ 「中期防衛力整備計画（平成 17 年度～平成 21 年度）」は、装備品の整備をより効率的に進めるため、平成 20 年 12 月に見直され、5 年間の計画実施に必要な防衛関係費の総額についても、24 兆 2,400 億円程度から 23 兆 6,400 億円程度に削減された。

³⁹ 安全保障会議の承認を前提とする調整枠 1,000 億円を含めた額は 24 兆 3,400 億円。

⁴⁰ SACO関係経費（平成 19 年度以降はSACO関係経費及び米軍再編関連経費（地元負担軽減分））を含めると、平成 17 年度は 4 兆 8,564 億円（対GDP比 0.949%）、平成 21 年度は 4 兆 7,741 億円（対GDP比 0.936%）。

⁴¹ 『読売新聞』（平 18.12.21）

された。

22 大綱では、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した「基盤的防衛力構想」によることなく、防衛力の適時・適切な運用に焦点を当て、装備の質と量の確保のみならず、自衛隊の活動量を増やすことを主眼とした「動的防衛力」を構築するとされた。

主な装備については、イージス・システム搭載護衛艦を 4 隻から 6 隻、護衛艦を 47 隻から 48 隻に増勢する一方、戦車は約 600 両から約 400 両、火砲は約 600 門／両から約 400 門／両へと縮減を図ることとされた。

22 大綱における 23 中期防実施に必要な 5 年間の防衛関係費の総額は 23 兆 3,900 億円⁴²と 17 中期防に続きマイナスとなり、初年度の平成 23 年度防衛関係費は 4 兆 6,625 億円（対 GDP 比 0.964%）、平成 25 年度は 4 兆 6,804 億円（対 GDP 比 0.960%）となった⁴³。

（3）25 大綱（平成 26 年度～）

平成 24 年 12 月の第 46 回衆議院総選挙の結果、第 2 次安倍内閣（自公連立）が発足した。安倍晋三首相は、防衛大綱及び中期防の見直しを小野寺五典防衛大臣に指示するとともに、平成 25 年度防衛関係費については、平成 25 年 1 月に「平成 25 年度の防衛力整備等について」を決定し、同文書に沿って予算編成を行うこととした（23 中期防は廃止）。平成 25 年度防衛関係費は前述のとおり 4 兆 6,804 億円（対 GDP 比 0.960%）が計上され、10 年連続で対前年度比マイナスだった防衛関係費が 11 年ぶりに増額に転じた。

平成 25 年 12 月、政府は、安倍首相が設置した「安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長：北岡伸一国際大学学長）の議論等を踏まえ、中長期的な外交・安全保障の基本方針を示す初めての政府文書となる「国家安全保障戦略」を決定するとともに、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」（25 大綱）及び「中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」（26 中期防）を決定した。

25 大綱では、「動的防衛力」に代わり、陸海空 3 自衛隊の統合運用を重視し、機動的に部隊を展開する「統合機動防衛力」を構築するとした。なお、動的防衛力が「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた防衛力」と説明されたのに対し、統合機動防衛力は「幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した防衛力」とされた。

主な装備については、イージス・システム搭載護衛艦を 6 隻から 8 隻、護衛艦を 48 隻から 54 隻、戦闘機を約 260 機から約 280 機へと増勢することが盛り込まれた。他方、戦車は約 400 両から約 300 両、火砲が約 400 門／両から約 300 門／両へ縮減が図られた。

25 大綱における 26 中期防実施に必要な 5 年間の防衛関係費の総額は 24 兆 6,700 億円⁴⁴と 23 中期防から増加に転じた。初年度の平成 26 年度防衛関係費は 4 兆 7,838 億円（対 G

⁴² 安全保障会議の承認を前提とする調整枠 1,000 億円を含めた額は 23 兆 4,900 億円。

⁴³ SACO 関係経費及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）を含めると、平成 23 年度は 4 兆 7,752 億円（対 GDP 比 0.987%）、平成 25 年度は 4 兆 7,538 億円（対 GDP 比 0.975%）。

⁴⁴ 国家安全保障会議の承認を前提とする調整枠は計上されていない。

D P 比 0.956%)⁴⁵、平成 29 年度は 4 兆 8,996 億円 (対 GDP 比 0.885%)⁴⁶ となった。

16大綱・22大綱・25大綱「別表」

		16大綱	22大綱	25大綱	
陸上自衛隊	編成定数	15万5千人	15万4千人	15万9千人	
	常備自衛官定員	14万8千人	14万7千人	15万1千人	
	即応予備自衛官員数	7千人	7千人	8千人	
	基幹部隊	(平時/平素) 地域配備する部隊	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	5個師団 2個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 中央即応集団	1個機甲師団 中央即応集団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団 1個水陸機動団 3個機動師団 4個機動旅団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊
地对艦誘導弾部隊				5個地对艦ミサイル連隊	
主要装備	戦車 主要特科装備(火砲)	約600両 約600門/両	約400両 約400門/両	※1	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊		4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊	4個護衛隊群(8個護衛隊) 6個護衛隊
		(機動運用) (地方配備)	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊		
		潜水艦部隊	4個隊	6個潜水隊	6個潜水隊
		掃海部隊	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群
	哨戒機部隊	9個隊	9個航空隊	9個航空隊	
主要装備	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦)	47隻	48隻	54隻 (8隻)	
	潜水艦	16隻	22隻	22隻	
	作戦用航空機	約150機	約150機	約170機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	28個警戒隊 13個飛行隊 3個飛行隊 2個飛行隊 6個高射群
		戦闘機部隊	12個飛行隊	12個飛行隊	
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
		航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	
		空中給油・輸送部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
		地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約350機 約260機	約340機 約260機	約360機 約280機
弾道ミサイル防衛 にも使用し得る 主要装備・基幹部隊 ※2,3	イージス・システム搭載護衛艦	(4隻)	(6隻)		
	航空警戒管制部隊	(7個警戒群) (4個警戒隊)	(11個警戒群/隊)		
	地对空誘導弾部隊	(3個高射群)	(6個高射群)		

※1 25大綱における戦車及び主要特科装備の将来の規模は、戦車約300両、火砲約300門/両。

※2 16大綱及び22大綱における「弾道ミサイルにも使用し得る主要装備・基幹部隊」は、海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数とする。また、25大綱における「弾道ミサイルにも使用し得る主要装備・基幹部隊」は、上記の護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊及び地对空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

※3 22大綱における弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情等を踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

⁴⁵ SACO関係経費及び米軍再編関係経費(地元負担軽減分)を含めると平成26年度は4兆8,848億円(対GDP比0.976%)。

⁴⁶ 前掲注1参照

7. 今後の展望

以上、戦後における防衛関係費及び対G N P / G D P比の推移について、「朝鮮戦争から昭和 50 年代初頭まで」、「51 大綱とG N P 1 %枠の決定」、「G N P 1 %枠の廃止と総額明示方式への移行」、「冷戦終結後の防衛関係費」及び「近年の防衛関係費の動向」と項目を立て、時系列に概観してきた。各時期の防衛関係費は、我が国を取り巻く安全保障環境、国内の政治・経済・財政状況、防衛力整備の方針、防衛装備の整備状況など様々な要因が影響して決定されてきたことが分かる。

これらの要因のうち、国会審議に多くの時間を割いたのが昭和 51 年 11 月に決定したG N P 1 %枠であった。G N P 1 %枠自体は約 10 年で廃止され、昭和 62 年 1 月、政府は「今後の防衛力整備について」を決定し、新たな財政的歯止めとして中期防衛力整備計画に実施に必要な防衛関係費の総額を示す総額明示方式を採用することとなるが、中曽根首相は、昭和 51 年に決めたG N P 1 %枠の精神を尊重するとして、同文書に『『当面の防衛力整備について』(昭和 51 年 11 月 5 日閣議決定)の節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする』との文言を付した。

以後、中期防衛力整備計画の所要経費欄においては、実施に必要な防衛関係費の総額とともに、『『今後の防衛力整備について』(昭和 62 年 1 月 24 日安全保障会議決定及び閣議決定)に示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする』との文言が併記されるようになり、03 中期防、08 中期防、13 中期防、17 中期防及び 23 中期防と継続した。そして、各年度の防衛関係費は、総額明示方式移行後も、昭和 62 年度、昭和 63 年度及び平成元年度の 3 か年度の例外を除き、対G N P / G D P比が 1 %を下回る実績が続くこととなった⁴⁷。他方、現行の 26 中期防の所要経費欄に上記の文言は付記されていない。これについて政府は、節度ある防衛力整備の趣旨は 25 大綱及び 26 中期防においても記載してあり、「今後の防衛力整備にあたってこのような基本的な姿勢には変わりはない」と説明している⁴⁸。

昨今、防衛関係費に対する対G N P / G D P比が再び注目されている。平成 29 年 1 月に就任したトランプ米大統領は、同盟国に対する役割拡大を求めており、N A T Oに対して、平成 36 年までに全ての加盟国が国防費を対G D P比 2 %以上に増やす目標の達成を促したとされる。こうした状況を踏まえ、我が国においても、改めて防衛関係費とG N P / G D P 1 %比との関係について質す議論が行われている⁴⁹。平成 29 年 8 月、安倍首相は、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、防衛力を強化し、国民の安全確保に万全を期すため、25 大綱の見直し及び次期中期防の検討を行うよう小野寺防衛大臣に指示した⁵⁰。新たな防衛大綱、中期防のもとで、G D P 1 %の問題も含め、今後の防衛関係費の規模・内容をどのように考えるべきなのか、政府のみならず国会においても議論を深めていく必要がある。

(くつぬぎ かずひと)

⁴⁷ 前述のとおり、平成 22 年度防衛関係費については、S A C O関係経費及び米軍再編関係経費(地元負担軽減分)を含めた額が、対G D P比 1.008%となり、1%を超えた。

⁴⁸ 第 186 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 10 号 20 頁(平 26.4.10)

⁴⁹ 第 193 回国会衆議院予算委員会会議録第 5 号 41 頁(平 29.2.2)

⁵⁰ 小野寺防衛大臣記者会見(平 29.8.3)

【参考資料】防衛関係費の推移（当初予算）

単位：億円

	GNP/GDP ①	防衛関係費 (※1、2) ②	対GNP/GDP比 (※3、4) ②/①	備 考
昭和25年度	-	1,310	-	警察予備隊創設
昭和26年度	54,815	1,199	2.187%	
昭和27年度	63,730	1,771	2.779%	保安庁・保安隊創設
昭和28年度	75,264	1,257	1.670%	
昭和29年度	78,246	1,396	1.784%	防衛庁・自衛隊創設
昭和30年度	75,590	1,349	1.785%	
昭和31年度	82,600	1,429	1.730%	
昭和32年度	98,500	1,435	1.457%	
昭和33年度	102,470	1,485	1.449%	第1次防衛力整備計画（～35年度）
昭和34年度	107,620	1,560	1.450%	
昭和35年度	127,480	1,569	1.231%	
昭和36年度	156,200	1,803	1.154%	
昭和37年度	176,700	2,085	1.180%	第2次防衛力整備計画（～41年度）
昭和38年度	203,900	2,412	1.183%	
昭和39年度	240,700	2,751	1.143%	
昭和40年度	281,600	3,014	1.070%	
昭和41年度	308,500	3,407	1.104%	
昭和42年度	409,500	3,809	0.930%	第3次防衛力整備計画（～46年度）
昭和43年度	478,400	4,221	0.882%	
昭和44年度	578,600	4,838	0.836%	
昭和45年度	724,400	5,695	0.786%	
昭和46年度	843,200	6,709	0.796%	
昭和47年度	905,500	8,002	0.884%	第4次防衛力整備計画（～51年度）
昭和48年度	1,098,000	9,355	0.852%	
昭和49年度	1,315,000	10,930	0.831%	
昭和50年度	1,585,000	13,273	0.837%	
昭和51年度	1,681,000	15,124	0.900%	GNP1%枠決定
昭和52年度	1,928,500	16,906	0.877%	51大綱（～平成7年度）
昭和53年度	2,106,000	19,010	0.903%	
昭和54年度	2,320,000	20,945	0.903%	
昭和55年度	2,478,000	22,302	0.900%	
昭和56年度	2,648,000	24,000	0.906%	
昭和57年度	2,772,000	25,861	0.933%	
昭和58年度	2,817,000	27,542	0.978%	
昭和59年度	2,960,000	29,346	0.991%	

昭和60年度	3,146,000	31,371		0.997%		
昭和61年度	3,367,000	33,435		0.993%		
昭和62年度	3,504,000	35,174		1.004%		GNP1%枠廃止 総額明示方式へ移行
昭和63年度	3,652,000	37,003		1.013%		
平成元年度	3,897,000	39,198		1.006%		
平成2年度	4,172,000	41,593		0.997%		
平成3年度	4,596,000	43,860		0.954%		
平成4年度	4,837,000	45,518		0.941%		
平成5年度	4,953,000	46,406		0.937%		
平成6年度	4,885,000	46,835		0.959%		
平成7年度	4,928,000	47,236		0.959%		
平成8年度	4,960,000	48,455		0.977%		07大綱（～16年度）
平成9年度	5,158,000	49,414	49,475	0.958%	0.959%	
平成10年度	5,197,000	49,290	49,397	0.948%	0.950%	
平成11年度	4,963,000	49,201	49,322	0.991%	0.994%	
平成12年度	4,989,000	49,218	49,358	0.987%	0.989%	
平成13年度	5,186,000	49,388	49,553	0.952%	0.956%	
平成14年度	4,962,000	49,395	49,560	0.995%	0.999%	
平成15年度	4,986,000	49,265	49,530	0.988%	0.993%	
平成16年度	5,006,000	48,764	49,030	0.974%	0.979%	
平成17年度	5,115,000	48,301	48,564	0.944%	0.949%	16大綱（～22年度）
平成18年度	5,139,000	47,906	48,139	0.932%	0.937%	
平成19年度	5,219,000	47,818	48,016	0.916%	0.920%	
平成20年度	5,269,000	47,426	47,796	0.900%	0.907%	
平成21年度	5,102,000	47,028	47,741	0.922%	0.936%	
平成22年度	4,752,000	46,826	47,903	0.985%	1.008%	
平成23年度	4,838,000	46,625	47,752	0.964%	0.987%	22大綱（～25年度）
平成24年度	4,796,000	46,453	47,138	0.969%	0.983%	
平成25年度	4,877,000	46,804	47,538	0.960%	0.975%	
平成26年度	5,004,000	47,838	48,848	0.956%	0.976%	25大綱
平成27年度	5,049,000	48,221	49,801	0.955%	0.986%	
平成28年度	5,188,000	48,607	50,541	0.937%	0.974%	
平成29年度	5,535,000	48,996	51,251	0.885%	0.926%	

- ※1 防衛関係費のうち、昭和45年度、48年度及び52～56年度分には、大蔵省計上分（特定国有財産整備特別会計への繰り入れ分）を含む。
- ※2 防衛関係費の右欄は、平成9年度以降はSACO関係経費、平成19年度以降はSACO関係経費及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）、平成27年度以降はSACO関係経費、米軍再編関係経費（地元負担軽減分）及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含む額である。
- ※3 平成5年度までは国民総生産（GNP）、平成6年度以降は国内総生産（GDP）であり、いずれも当初見通しである（ただし、昭和26年度から昭和29年度は実績）。
- ※4 対GNP/GDP比の右欄は、分子となる防衛関係費に平成9年度以降はSACO関係経費、平成19年度以降はSACO関係経費及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）、平成27年度以降はSACO関係経費、米軍再編関係経費（地元負担軽減分）及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含む割合である。

（出所）「防衛白書」（防衛省）及び「防衛ハンドブック」（朝雲新聞社）を基に作成